

## 長野県子どもの自殺危機対応チーム事業実施要綱

(目 的)

**第1条** 令和元年9月9日に長野県と日本財団が締結した「日本財団子どもの生きる力サポートプロジェクト」に関する協定書に基づき、「子どもの自殺ゼロ」を実現するため、多職種の専門家により構成する「子どもの自殺危機対応チーム」(以下「チーム」という。)事業を実施する。

(業 務)

**第2条** チームは、自殺のリスクを抱える子どもに関する次に掲げる業務を担う。

- (1) アセスメントに関すること
- (2) 支援方針の策定に関すること
- (3) 支援方針に基づく支援に関すること
- (4) 支援後のフォローアップに関すること
- (5) 地域の支援者に対する助言に関すること
- (6) 支援結果の検証に関すること
- (7) その他子どもの自殺危機対応に関すること

(組 織)

**第3条** チームは、次に掲げるチームによって構成する。

- (1) コアチーム  
県内に1つ設置し、前条第1号、第6号及び第7号を担う。
  - (2) 地区チーム  
東信、南信、中信、北信の各4地区に設置し、前条第2号から第5号及び第7号を担う。
- 2 各チームのメンバーは、次の各号に掲げる者の中から適任者を委嘱する。
- (1) 精神科の医師
  - (2) 弁護士
  - (3) 公認心理師又は臨床心理士
  - (4) 精神保健福祉士
  - (5) 自殺対策に取り組む民間団体
  - (6) インターネットトラブルに関する有識者
  - (7) その他子どもの自殺について精通していると認める者

(会 議)

**第4条** コアチームの会議は、定期的を開催するほか、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 地区チームの会議は、メンバー間の連絡調整等、必要に応じて開催することができる。

3 各チームは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を依頼し、又は出席を求めることができる。

(事務局)

**第5条** チームの事務局は、長野県健康福祉部保健・疾病対策課及び特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンクが務める。

(補 則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。